

○中村学園大学特別聴講学生規程

平成17年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 中村学園大学(以下「本学」という。)学則第63条第2項の規定に基づく特別聴講学生に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第2条 本学と単位互換に関する協定がある大学又は短期大学(以下「協定大学」という。)に在籍しながら、本学の授業科目の聴講を許可された者を特別聴講学生という。

(特別聴講学生の決定)

第3条 特別聴講学生は、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

(特別聴講料等)

第4条 特別聴講学生の聴講料等は、協定大学と協議のうえ決定する。

(特別聴講学生証)

第5条 特別聴講学生には、必要がある場合は、特別聴講学生証を発行する。

(受講できる授業科目)

第6条 特別聴講学生の受講できる授業科目は、教授会において定める。

2 特別聴講学生が1年間に履修できる授業科目の単位数は、協定大学との協定に基づくものとする。

(単位の証明)

第7条 特別聴講学生の修得した単位の証明は、原則として協定大学に対して行うものとする。

(施設・設備の利用)

第8条 本学は、特別聴講学生が履修上必要な施設、設備の利用については、便宜を供与する。

(聴講の取消し)

第9条 特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て、学長は聴講の許可を取り消すことができる。

(1) 協定大学の学生の身分を失った場合

(2) 正当な理由が無く特別聴講料を滞納し、督促を受けても納入しない場合

(3) 学則その他本学の定める諸規程を遵守しない場合

(規程に定める以外の事項)

第10条 この規程に定める以外の事項については、協定大学との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。